

# 猪苗代町国際交流協会規約

## (名称)

第1条 この会は「猪苗代町国際交流協会」(以下「協会」と称する)。

## (目的)

第2条 国際交流を通じて広く文化、経済の交流を図り、諸外国との親睦と協力を促進するとともに、猪苗代町の国際化を図り、もって猪苗代町のまちづくりの推進に寄与する。

## (事業)

第3条 協会は前条の目的を達成するために、次に上げる事業の企画運営を行う。

- (1) 町民相互の交流事業
- (2) 国際理解を深めるための事業
- (3) 産業経済交流及び観光振興に関する相互事業
- (4) 教育文化芸術の相互交流事業
- (5) その他協会の目的達成のため必要と認められる事業

## (会員)

第4条 協会は、主旨に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 家族会員
- (3) 団体会員
- (4) 法人会員

## (役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
理事	若干名
監事	2名
会計	2名

## (役員の選出)

第6条 協会の会長、副会長、理事、監事、会計は総会において選出する。

## (役員の任務)

第7条 会長は協会を代表し会務を統括する。

2. 会長は必要に応じて役員会を招集し、その議長となる。
3. 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時は、その職務を代行する。
4. 理事は、役員会を組織し会務を処理する。
5. 監事は、協会の会計を監査する。
6. 会計は、協会の会計を処理する。
7. 理事は、各委員会の委員長となる。

## (役員の任期)

第8条 役員の任期は、二ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残留期間とする。

### (会議)

- 第9条 協会の会議は、総会、役員会とする。
2. 総会は、年1回以上開催し、議長は一般会員より選出し、事業計画、予算、規約の改正及びその他の重要事項を審議する。
  3. 役員会は、隨時開催し、協会の運営につき必要な事項を審議する。
  4. 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員会)

- 第10条 第3条の各号の調査研究及び実践活動を推進するため、専門委員会を置く。
2. 専門委員会の設置及び運営については、別に定める。

### (会計)

- 第11条 協会の経費は、次にあげるものをもって当てる。
- |         |            |
|---------|------------|
| (1) 会費  | (2) 補助金    |
| (3) 寄付金 | (4) その他の収入 |
2. 会費の金額は次のとおりとし、変更は総会において決定する。
- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 個人会員 | 1, 000円  |
| (2) 家族会員 | 2, 000円  |
| (3) 団体会員 | 5, 000円  |
| (4) 法人会員 | 10, 000円 |
3. 会費の納入は会計年度内とする。
4. 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (帳簿)

- 第12条 協会に次の簿冊を置く。
- |         |              |
|---------|--------------|
| (1) 規約等 | (2) 会員及び役員名簿 |
| (3) 会計簿 | (4) その他必要な簿冊 |

### (事務局)

- 第13条 協会の事務局は、猪苗代町役場企画財務課に置く。

### (その他)

- 第14条 協会の規約の施行に関し、必要な規定は総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 付則

1. この規約は平成 7年8月27日から施行する。
2. この規約は平成 8年6月25日から施行する。
3. この規約は平成 9年7月 4日から施行する。
4. この規約は平成10年6月24日から施行する。
5. この規約は平成11年6月20日から施行する。
6. この規約は平成12年6月25日から施行する。
7. この規約は平成13年5月13日から施行する。
8. この規約は平成16年5月29日から施行する。
7. この規約は平成17年5月29日から施行する。